



ラヂオ法令案内

仙臺遞信局

特 243
807



始



特 243-807



凡例



本冊子は正しきラチオ不法施設の取締其の他ラチオ関係の
指導的業務の處理上参考となるべき事項を筆寫に代へ印刷
たもので公刊したものではない。

二、説明の根據となる規定は『註』に掲げて置いたが條文省略したも
のは卷末所載の全文を参照せられたい。



目次

第一章	緒論	一頁
第二章	ラヂオの許可	四
第一節	許可の出願	四
第二節	ラヂオの許可と聴取契約	七
第三節	許可料免除〔附〕聴取料免除	八
第四節	許可書に就ての注意	一〇
第三章	許可の消滅及異動	一四
第一節	許可の取消並失効	一四
第二節	廢止	一六
第三節	變更	一八
第四章	構内及構外施設	二〇
第一節	構内施設	二〇



第二章	構外施設	三
第五章	ラヂオ関係書類の郵送に就て	三
第六章	技術上の注意	三
第一節	アンテナ及アース	三
第二節	受信機	七
第三節	電源	六
第七章	罰則	元
第一節	不法施設の罪	元
第二節	機器不撤去の罪	三
第三節	検査妨害の罪	三
第四節	目的外使用の罪	三
第五節	電気事業法違反の罪	三
第八章	官應用施設	五

附 録		六
一、無線電信法(抜萃)		六
二、放送用私設無線電話規則		五
三、私設無線電信無線電話規則(抜萃)		五
四、社団法人日本放送協會放送無線電話聴取規約		七
五、社団法人日本放送協會主管地域並所轄遞信局一覽表		六
六、社団法人日本放送協會聴取料減免内規		六
七、官廳用無線電信無線電話規則		六
八、私設電信規則(抜萃)		七
九、公納金及ラヂオ取締ニ對スル警察官憲協力ニ關スル關係官廳トノ往復文書(寫)		三

第一章 緒論

普通にラヂオと稱せらるゝ場合は無線電話施設に依りニュース、音楽其の他の事項を放送する放送設備の一切之を聴取する所の受信設備とを總稱するものである。

申す迄もなくラヂオは決して單なる娛樂機關ではなく報道及教養の各方面に於て日常生活上の必需品と見られて居るのみならず近來は其の偉大なる傳播性と影響力とを利用して國論の統一、國民思想の善導、國策の海外宣傳等國家政策の遂行上目覺ましい効果を擧げて居る所の國家的文化機關である。

次にラヂオと逓信省との關係であるが法規上では一般の無線電信無線電話と同様ラヂオをも無線電信法に依つて取締つて居り又社團法人日本放送協會の設立及其の運営は總べて逓信大臣の認可監督の下に遂行せられて居るのである。

茲に日本放送協會の組織、活動等について略述すれば、社團法人日本放送協會は民法第三十四條「註」に依り學術技藝其他公益に關する目的で營利を目的としないと云ふ事で主務官廳即ち逓信大臣の許可を受けて組織された法人である。

「註」民法第三十四條・祭祀、宗教、慈善、學術、技藝、其他公益ニ關スル社團又ハ財團ニシテ營利ヲ目的トセサル

而して其の事業經營の仕組として飽くまでも非營利本位となし事業上の収益は總て放送事業の擴張改善、或は聴取者の負担軽減を圖ることになつて居り協會の定款や聴取規約の制定改正は固より、主腦職員の任免、事業施設の計畫や豫算等は總て政府の認可を必要とし會計事務の監査をも受けて居るのである。

又毎日の放送業務に於てはラヂオが前述の如き偉大なる機能と使命とを有し國家社會も亦重要な公益的文化機關として之に期待すること多き當然の歸結として協會側は勿論銳意放送内容の厳選充實と放送方法の万全とに腐心しつゝありと雖政府も亦深甚なる關心を以て之が監督助長に力め公正、妥當、不偏、眞實、道義の見地に立つて電波に乗せらるべき一言一句をも注意して其の使命の遂行に遺憾なからん事を期して居る次第である。

次に日本放送協會の放送施設であるが之は一種の私設無線電話なる以上無線電信法に依つて逕信大臣の許可を得なければ施設し得ない事は當然である。「註」

「註」無線電信法第一條第二條

無線電信法第二條に所謂命令の定むる所に依り云々の條項はラヂオに關しては大體放送用私設無線電

話規則を言ふのであるが、其の外私設無線電信無線電話規則の或る條項はラヂオにも準用される。

而して法規上の用語として放送無線電話と聴取無線電話とに區別されて居るが一般家庭に於ける受信装置は之を聴取無線電話と稱されることになつて居り（以下便宜上之をラヂオと略稱す）本冊子は此處に問題を限定して以下必要な條項に付いて説明を進めて行く事とする。

第二章 ラヂオの許可

第一節 許可の出願

聴取無線電話に就ては所轄逓信局長が許可を與へることになつて居り「註一」出願の手續は所定「註二」の施設願書及聴取契約書を逓信局長宛に提出する事になつて居る。

「註一」 放送用私設無線電話規則

第十三條 放送事項ノ聴取ヲ目的トスル私設無線電話（以下單ニ聴取無線電話ト稱ス）ヲ施設セムトスル者ハ一邸宅内一構内又ハ一移動体内ノ區別ニ依リ機器装置場所毎ニ別ニ告示スル所ニ依リ施設願書及聴取契約書ヲ差出シ所轄逓信局長ノ許可ヲ受クヘシ

「註二」 逓信省告示第二五三五號 昭和六年十二月十九日

放送用私設無線電話規則第十三條ニ依リ聴取無線電話施設許可願書ハ左ノ様式ニ依リ記載スヘシ

聴取無線電話施設許可願

施設者名	印
施設者住所	
機器装置場所	
受信機ノ種類及箇數	
使用方法	
昭和 年 月 日	
(何) 逓信局長 殿	
郵便切手貼附欄	

◎備考

- 一、機器装置場所ハ府縣都市町村字番地(何方又ハ何建物何號室等)ヲ以テ表示スベシ(移動体ニ裝置スルモノハ其ノ名稱又ハ番號及平常ノ繋留格納等ノ場所ヲ、携帯使用スルモノハ平常ノ保管場所ヲ記載スルモノトス)
- 二、受信機ノ種類及箇數欄ニハ鑛石式何個又ハ真空管式(何球付)何個等ヲ表示スベシ
- 三、使用方法欄ニハ携帯使用スルモノニ限リ「携帯使用」ト記載スベシ
- 四、許可料ノ免除ヲ受クルモノハ郵便切手貼付欄ニ「許可料免除」ト記載シ且關係告示該當ノモノタルコトヲ證スル書類ヲ添付スヘシ

右の様式に依る施設許可願及聴取契約書の用紙は次の申込取次所に備へてある筈であるから書式に従つて夫々記入調印し逓信省へ納める許可料として一圓の郵便切手を貼附して差出せばよろしい。

一、逓 信 局

二、放 送 局

三、三等郵便局長の中で私人の資格で或は家族の名義を以て放送協會に囑託されて居るラヂオ申込取次所

四、ラヂオ商であつて放送協會に囑託されて居るラヂオ申込取次所

五、電氣會社であつて放送協會に囑託されて居るラヂオ申込取次所

逓信局へ直接提出するものを除くの外前記申込取次所及放送局勸誘員に於て願書を預つた場合には放送協會所定の預り証を交付する事になつて居り之は逓信局から許可書が下附されるまでの間大切な証據書類となるのである。

それからよくある例であるが試験的に聴取して見て成績良好の見極めがついてから初めて正式許可を出願する者が尠くないが規則違反の行爲であるから注意を要する。

第二節 ラヂオの許可と聴取契約

ラヂオに関する逓信省の許可と放送協會の聴取契約との關係及許可料と聴取料のことに就て説明する。

許可の前提要件として放送協會と聴取契約を締結しなければならない。

聴取契約は私法上の契約關係であつて契約上の約款に該當するものは聴取規約であるが之が制定、變更、廢止は總て逓信大臣の認可を必要とし規約の條項には聴取料金のこと及契約解除のこと及諸般の手續上の事項を規定してあるが個々の契約の効力は許可せられた日から發生する事になつて居るのである。

聴取契約の解除せられた場合は許可も失効し「註一」許可が取消されれば契約も解除となる。「註二」

「註一」 放送用私設無線電話規則第十五條ノ二(以下單ニ規則ト稱ス)

「註二」 日本放送協會聴取規約第十一條(以下單ニ規約ト稱ス)

又放送協會では聴取料滞納の爲契約解除した者に對しては滞納料金の完納を見る迄は再契約を結ばない事がある。「註」

「註」 規約第十一條

次に許可料と聴取料の問題であるがラヂオの許可には一許可毎に一圓の許可料を納付せねばならない。之は國庫の歳入になるものであつて放送協會へ支拂ふ所の聴取料とは全然別個のものである。許可料は郵便切手を許可願書の切手貼附欄に貼附して納付するのであるが之は若し該出願が許可にならなかつた場合は其の願書に貼附された儘返還され「註」其他は總て逓信局に於て消印せられるのである。

「註」規則第十七條

聴取料の關係は聴取規約に詳細規定されて居るから末尾に掲げた規約文を参照せられたい。

聴取料収入は放送協會が事業經營上に於ける殆ど唯一の源泉とも云ふべきものであつて聴取者の増加等に伴れ余裕があれば此の料金は遞減せらるべきものと考へられるが、一面科學の進歩、時勢の進運に伴ひ諸般の施設改善に巨額な經費を必要とするを以て其の間自ら限度がある譯である。

第三節 許可料免除附聴取料免除

公益上又は社會政策上の見地からしてラヂオの料金を免除してやるのを適當とする場合がある。放送

用私設無線電話規則に於ては許可料「註一」及聴取料「註二」を免除することある旨規定せられ其の具體的なことは告示「註三」に列擧されて居るのである。

「註一」規則第十七條

「註二」規則第十一條

「註三」逓信省告示第二五四號 昭和六年十二月十九日

放送用私設無線電話規則第十七條第三項ニ依り左ノ聴取無線電話ニ付出願者ノ請求アルトキハ同規則第十七條第一項ノ許可料ヲ免除ス。放送用私設無線電話規則第十一條第二項又ハ官廳用無線電話無線電話規則第三條ニ依り放送無線電話施設者ハ前項ノ聴取無線電話ニ關シ其ノ施設者ノ請求アルトキハ聴取料ハ免除スヘキモノトス

- 一、感化法ニ依ル感化院若ハ代用感化院、國立感化院又ハ矯正院ノ管理者ニ於テ當該施設ニ於ケル收容者教養ノ用ニ供スル爲施設スルモノ
- 二、廢兵院法ニ依ル廢兵院又ハ救護法ニ依ル養老院、孤兒院、病院其ノ他救護ヲ目的トスル施設ノ管理者ニ於テ當該施設ニ於ケル收容者慰安ノ用ニ供スル爲施設スルモノ
- 三、結核豫防法又ハ癩豫防法ニ依ル療養所ノ管理者ニ於テ當該施設ニ於ケル收容者慰安ノ用ニ供スル爲施設スルモノ
- 四、法令ニ依リ設置シタル盲學校ノ管理者ニ於テ當該學校ニ於ケル盲人教育ノ用ニ供スル爲施設スルモノ

五、貧困者トシテ市町村長ノ證明ヲ有スル盲人ノ施設スルモノ

六、刑務所、刑務支所、少年刑務所又ハ少年刑務支所ニ於テ其ノ收容者數變ノ用ニ供スル爲メ施設スルモノ
前記告示の場合以外聴取料に關しては放送協會の聴取規約「註一」に依つて減免する場合があるから
「註二」其の個々のものに就ては直接放送局と交渉すべきである。

「註一」 規約第十條

「註二」 日本放送協會聴取料減免内規(卷末附録)

其の他許可料免除とは異なるが官廳用施設ラヂオに就ては後述の如く許可を必要としないから當然許可料の問題はない譯である。

第四節 許可書に就ての注意

借愈々ラヂオ施設が許可された場合は逕信局から交付される「許可書」と放送局で交付する金屬製聴取章とが機器装置場所へ送付されるから聴取章は門口等の見易い所に打付けて置き許可書は受信機の装

置場所に大切に保管し置かなければならない。

許可書は許可番號、機器装置場所、施設者名、許可年月日等を記載した公文書であり、ラヂオに取つて最も重要な証明書であるから紛失しない様に注意しなければならない。

又其の表面記載事項及裏面注意事項は是非熟讀する必要がある故念の爲左に注意事項を掲げて置くこととする。

注意事項

許可書	變更	失效	廢止	受信装置	照會
一 本許可書ハ常ニ機器裝置場所ニ保管シ、受信機ヲ携帯使用スルトキハ必ズ之ヲ携行セラルヘキコト	五 機器裝置場所ヲ變更シ又ハ施設者ノ氏名ヲ改メタルトキハ五日以内ニ本許可書ヲ添ヘ新舊機器裝置場所又ハ新舊氏名ヲ記載シタル變更届書ヲ當局ニ差出サルヘキコト	九 機器裝置場所又ハ住所ノ變更届ヲ爲ササル事六箇月以上ニ及ヒタルトキ又ハ聴取契約ニ違反シタル爲放送施設者ヨリ該契約ヲ解除セラレタルトキハ本許可ハ其ノ效力ヲ失フヘキ事	十 本施設ヲ廢止シタルトキハ速ニ受信機・空中線・接地線等ノ受信装置全部ヲ撤去シ五日以内ニ本許可書ヲ添テ廢止届書ヲ當局ニ差出サルヘキコト	十二 受信機ハ空中線ヨリ電波ヲ發射セサルモノニシテ特ニ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外五百五十「キロサイクル」(五百四十五「メートル」)乃至千五百「キロサイクル」(二百「メートル」)ノ範圍内ノ周波數(波長)ニ限リ受信シ得ルモノナルコト	十四 本施設ニ關シ當局ヘ照會等ノ場合ハ許可番號・施設者氏名及機器裝置場所ヲ明示セラルヘキコト
二 當局検査吏員ノ要求アルトキハ本許可書ヲ呈示セラルヘキコト	六 受信機ノ使用方法ヲ變更シタルトキ例ヘハ固定使用ノモノヲ携帯使用ニ變更シ又ハ携帯使用ノモノヲ固定使用ニ變更シタルトキハ五日以内ニ本許可書ヲ添ヘ其ノ要旨ヲ記載シタル變更届書ヲ當局ニ差出サルヘキコト	八 施設者ノ新舊住所ヲ記載シタル變更届書ヲ當局ニ差出サルヘキコト	十一 内ニ本許可書ヲ添テ廢止届書ヲ當局ニ差出サルヘキコト	十三 空中線裝置ハ電信・電話・電燈又ハ電力ノ線路ニ接近セス且人畜又ハ物件ニ危害ヲ及ホス虞ナキモノナルコト	
三 本許可書ヲ當局ニ申請セラルヘキコト	七 受信機ノ種類・箇數又ハ施設者ノ住所ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ新舊受信機ノ種類・箇數又ハ新舊住所ヲ記載シタル變更届書ヲ當局ニ差出サルヘキコト				
四 受信機ヲ携帯使用シ得ルハ携帯使用トシテ特ニ當局ニ届出テ許可書ニ「携帯使用」ノ表示ヲ受ケタルモノニ限ルコト					

尙受信機が常時携帯する目的を有するものである場合に於ては最初出願の際願書の使用方法欄に「携帯使用」を記載して差出せばよろしい。そして受信機と一緒に其の許可書も必ず携帯しなければならぬのであつて「註一」尙其の他に別の固定装置受信機があれば更に別個の許可を必要とするのは當然である。次に許可書を返納する場合の注意であるがラヂオの聴取を廢止するとき、許可が失效したときは必ず之を交付された逓信局へ返納しなければならない。「註二」又許可書の記載事項に異動が生じた場合に於ては遅滞なく之を逓信局に提出して書替又は訂正して貰はなければならない。「註三」之等の手續に關する詳細は追て後述することにして茲では許可書の問題にのみ止めて置く。

猶然らば若し此の大切な許可書を亡失した場合はどうするか。其の際は許可書再下附願又は許可書亡失届を提出するのであつて後者は廢止、失效、變更の際に之を添付或は返納し得ない場合許可書の代りとして提出するのである。「註四」

- 「註一」 規則第十六條
- 「註二」 規則第十八條
- 「註三」 規則第十五條
- 「註四」 規則第十六條第二項

第三章 許可の消滅異動

第一節 許可の取消並失効

ラヂオの許可が一定の場合に於て取消されることのあるのは一般の私設無線電話の場合と同様である。「註一」

然し其の外にラヂオに限つて規則上自動的に許可の効力が失はれる事がある。即ち施設者の義務懈怠に由る次の二つの場合である。「註二」

一、機器装置場所又は住所を變更して居りながら其の變更届を六ヶ月以上に亘つて提出しない場合。

二、聴取料滞納其の他聴取契約に違反した爲に放送協會から契約解除された場合

許可失効の場合は總て許可取消の場合に準ずるのであるから逓信局より失効通知が傳達されたならば直に受信機は固よりアンテナ、アース及室内配線等一切の施設工作物を撤去「註三」し、失効せる許可書は早速逓信局に返納するを要するのである。「註四」

「註一」 無線電信法第七條同第九條

「註二」 規則第十五條ノ二

「註三」 無線電信法第十條規則第十九條私設無線電信無線電話規則第十四條

「註四」 規則第十八條第二項

又聴取料金滞納等の理由に依つて放送協會から契約解除された場合には其の滞納金の整理が解決する迄協會としては再契約を締結しないことがある。「註」

従つて此の際は逓信局の許可も與へられないから放送協會との關係は全部精算してから再出願しなければならぬ。

「註」 日本放送協會聴取規約第十一條第三項

許可が失効した場合及自分から廢止した後には於て再び許可を得ないでラヂオを聴くことは後で罰則の所で説明するが之は規則も充分承知の上で敢行する不法行爲であるから全然新規の不法施設者よりも數等悪性なるものと考へられる譯である。

第二節 廢止

一六

色々の都合でラヂオを廢止する場合には廢止後五日以内に必ず其の届出をしなければならない。〔註〕

〔註〕 規則第十八條

自分だけで廢止した事にして居りながら正式の手續をしなければならず、放送局及逓信局の原簿が其の儘となつて居り後日お互に迷惑するところがあるから注意する必要がある。

又或る期間だけ聴取を一時中止することは現行法規上許されて居らぬからどうしても廢止の手續に依らねばならない。

而して廢止した場合には失効の際と同様一切の設備を撤去して絶対にラヂオが聴えない様にしなければならぬ。〔註一〕〔註二〕〔註三〕〔註四〕

〔註一〕 無線電信法第十條第二項

〔註二〕 私設無線電信無線電話規則第十四條

〔註三〕 規則第十九條

〔註四〕 許可書裏面注意事項一〇

本施設ヲ廢止シタルトキハ速ニ受信機、空中線、接地線等ノ受信裝置全部ヲ撤去シ五日以内ニ本許可書

ヲ添へ廢止届書ヲ當局ニ差出サルヘキコト

第三節 變更

一、名義變更

ラヂオ施設者の名義を變更して舊名義人に屬する一切の權利義務を新名義人に於て繼承しやうとする場合は當事者連署の願書に許可書を添付して提出すればよろしい。〔註一〕〔註二〕〔註三〕

〔註一〕 私設無線電信無線電話規則第八條

〔註二〕 規則第十九條

〔註三〕 規約第五條第三項

此の場合も新名義人が聴取料滞納の爲失効した者である事が判明した際に於ては放送協會として新名義人との契約を拒絶することがあるし逓信局としても其の名義變更が不適當と認めて許可しない事もあるのである。

二、機器装置場所及住所の変更

之等を変更して居りながら變更届を六ヶ月以上提出しない場合には許可が失效になることは前述の通りである。

装置場所と住所とは同一の場合が多いのであるが若し住所のみの異動なる時は原簿だけ訂正して貰ひ装置場所の変更なる時は更に許可書の訂正若し書替交付して貰ふ必要上機器装置場所變更届には許可書を添付しなければならぬ。

次に他の逓信局管内への移轉の場合であるが、例へば青森縣から東京府へ移つたとすれば變更届に許可書を添付して仙臺逓信局又は仙臺中央放送局へ提出する。各逓信局及放送局は互に連絡が取れて居る故此の場合は東京都市逓信局から新許可書が交付されることになつて居る。但し日本放送協會の放送區域外の地、例へば朝鮮、台灣や逓信省の管轄外の地例へば樺太等へは其の儘移管するこゝが出来ないから一旦廢止しなければならない。

三、氏名の變更

名義變更でない單なる改姓改名等の場合は人格の繼承でないから氏名變更の届書だけでよろしい。併し許可書を訂正又は書替へて貰ふ爲其の添付を必要とする「註」

「註」 規則第十五條

四、機器種類及使用方法の変更

許可願書の記載事項中受信機の種類及個數欄には鑛石付何個、電池式真空管何個付何個、エリミネーター式真空管何個付何個とあり、之を變更した場合は届書を提出して原簿を訂正して貰はねばならぬ事になつて居る。使用方法では「携帯使用」「船舶用」等の變更であるが携帯用としての許可に對しては逓信局で許可書面に其の旨表示する事になつて居る故其の變更の場合も許可書の添付を必要とする。

第四章 構内及構外施設

第一節 構内施設

ラヂオの施設は一邸宅内、一構内又は一移動体内の區別に依り機器装置場所毎に許可を受ける必要があるが「註」數箇の受信機又は數箇のスピーカー及受話器を一邸宅内、一構内に於て施設する場合は同一人の使用するものに限り總てを一施設として一つの許可でよろしい事になつて居る。

「註」規則第十三條

但し病院、旅館、汽車、汽船其の他の場所に於て公衆の自由に聴取し得る装置を爲すものは當該場所管理者の施設するものに限り同一人の使用するものと看做されるのである。

下宿者やアパート居住者の専用するものは前記の意味と異なるから假令受話器だけ施設してあつたとしても各別箇の許可を必要とする。

第二節 構外施設

此所に構外施設と稱するは受信機とスピーカー又は受話器の所在とが同一邸宅内或は同一構内ならざるラヂオ受信施設を謂ふのである。

構外施設のもので屋外電線路の施設を必要とするものに付ては私設電信規則に依り私設電話の例に準ずる事になつて居る。「註」

「註」私設電信規則第二十八條

第十三條乃至第十九條

第二十一條乃至第二十三條

電柱や電線の建設に當つては右の規定や電氣工作物規程に依り嚴重に制限される外道路の使用に付ては道路法に依る許可又は承認を受けなければならない場合がある。

尙本章記述の事項は實際に於ては其の判断や手續が可成むつかしいものであるから間違のない様具體的事實を擧げて成るべく通信局に聞き合せる方がよい。

第五章 ラヂオ関係書類の郵送に就て

前述の通ラヂオ関係の願書や届書は相當多數に上り其他許可書や聴取章の返納等逓信局との書類の往復は随分多い。

之等を總て切手を貼らずに「通信事務」と記載して差出す向が可成多いが郵便物が無料郵便として送達し得るのは郵便規則に明示されてある條件に合致するものに限るのである。「註一」「註二」「註三」

「註四」「註五」

「註一」郵便法第二十八條

郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、無線電信、無線電話、年金恩給支給、國庫金支拂又ハ收入印紙賣捌ノ事務ニ關スル郵便物ハ命令ノ定ムル所ニ依リ無料トナスコトヲ得

「註二」郵便規則第四條ノ二

郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、無線電信、無線電話、簡易生命保險、郵便年金、年金恩給支給、國庫金受拂又ハ收入印紙賣捌ノ事務ニ關スル郵便物ハ左ニ掲グルモノニ限り無料ト爲スコトヲ得
一、逓信官署ヨリ發スルモノ
二、損害賠償又ハ料金還付ノ請求ヲ爲ス爲逓信官署ニ宛テ發スルモノ

三、業務上ノ必要ニ基キ逓信官署ノ依頼ニ依リ逓信官署ニ宛テ發スルモノ

四、逓信官署ニ對シ注意ヲ促シ又ハ事故ノ調査ヲ求ムル爲逓信官署ニ宛テ發スルモノ

五、特ニ規定シタルモノ

「註三」

郵便規則第五條

無料郵便物ハ其ノ表面ニ「通信事務」ノ文字ヲ記載スベシ

無料郵便物ノ差出人又ハ受取人ガ官署若ハ官吏ナルトキハ其ノ官署名若ハ官職氏名私人ナルトキハ其ノ宛所氏名ヲ外部ニ明記スヘシ

前二項ノ規定ニ反スル郵便物ハ有料郵便物トシテ取扱フ

「註四」

郵便規則第六條ノ一

無料ノ性質ヲ有セサルモノヲ無料郵便物トシテ差出シタルトキハ差出人ニ還付シ未納額ノ二倍ヲ徴收ス

無料郵便物ニ無料ノ性質ヲ有セサル音信文ヲ記載シ又ハ有料郵便物ヲ添付シタルモノ亦同シ

「註五」

仙臺業第三七一―七號昭和五年十二月十六日無料郵便物引受ニ關スル件通牒

當局ニ提出スヘキ聴取無線電話施設願書類ヲ無料郵便トナスヲ得サルコトニ關シテハ從來屢々通牒置ノ次第モ有之候處于今無料郵便トシテ差出スモノヲ其ノ儘引受クル向不尠甚ダ遺憾ノ次第ニ有之候ニ就テハ爾今之カ引受方ニ就キ一層嚴重注意相成度尙此ノ種郵便物ハ當局ニ於テ受取開披後ト雖モ無料ノ性質ナキ場合ニハ郵便規則第六條ノ一ニ依リ差出人ニ還付シ二倍ノ料金を徴收ノコト、可相成ニ付併テ了知相成度

従つて同じ内容であつても逓信局から出す場合、公衆から出す場合、及放送局から出す場合等に依り無料郵便でよかつたり、いけなかつたりする譯である。公衆から逓信局への郵便物で無料となり得べきものは逓信局から特に依頼された調査の回答や、ラヂオ不法施設の申告等であつて願書や届書の送付及返納方を規則で命令されて居る許可書の返送等は勿論有料である。

郵便局でラヂオ取締の結果徴収した書類であれば報告文書に添へて逓信局へ「通信事務」として發送してもよろしい。

第六章 技術上の注意

第一節 アンテナ及アース

アンテナ線は堅固に且つ動揺しない様に取付けなければならぬ。殊に受信能率を向上せしむる爲高大なものを施設する場合には特に線條も太いもの且つ新らしくて丈夫なものを選び安全堅牢にする必要がある。そして高圧電力線は固より電燈、電力線や電信、電話線ともなるべく交又せず又充分之等と離隔せねばならない。已むを得ざる場合と雖電信、電話線及電燈、電力線とは一米以上、高圧電力線とは三米以上、特別高圧電力線とは特別高圧線路の電柱地表上の高さの一倍以上離隔する必要があるのである。アンテナ線は道路を横断して架設したり電信、電話、電燈、電力線又は電氣鐵道用架空電線の電柱を利用して建設してはならない。

アンテナ用電柱は空中線の爲彎曲するが如き細竹、細丸太等を使用せず万一暴風等の爲倒壊した場合に於ても電信、電話、電燈、電力線及電氣鐵道用架空電線に接觸せざる位置を選ばなければならない。

又避雷装置を設備し接地用スイッチに依つて接地し得る様にすることも必要である。アンテナ線の建設に際して之れ程細心の注意を必要とするのは動搖したり切斷したりして他の電線に接觸すると人畜や諸物件に危害を及ぼす虞があり、「註」接觸しなくとも交叉又は接近すれば、公衆通信其他に妨害を與へラヂオの受信にも雑音妨害を受けるやうなことになるからである。

「註」規則第十四條第二項

次にアースであるが瓦斯管等火災の虞あるものを使用してならぬのは勿論、落雷の危険を防止する上からしても完全に接地して置かなければならない。

又アースが不完全であると云ふ事は受信能率の低下を來す原因となる場合が多い。

逕信省としては公益上必要と認められた場合はラヂオの装置に對し特別の施設を命ずる事がある。「註」

「註」規則第十四條第三項

又ラヂオに電信符號や各種電話通話が混入する場合には通信の秘密を漏洩する危険がある故逕信局に於て防止装置を構する事になつて居るから具體的事實を申出て貰ふ事になつて居る。

第二節 受信機

ラヂオ受信機の性能は無線科學の進歩に伴ひ著しく優秀となりやゝもすれば放送無線電話（日本放送協會所屬放送局の放送電波）聴取の範圍以外に逸脱せんとするものある事を制限し併せて雑音を防止せんが爲電気試験所の型式証明を受けたるもの又は周波數五百五十KC（波長五百四十五M）から一千五百KC（二百M）の範圍内の波長に限つて受信し得らるゝ事と空中線より再生電波を發射しない事を規定せられて居る。「註」

「註」規則第十四條

之は再生式受信機と謂つて受信能率を擧げる爲外來電波を検波用真空管に依つて再増幅する方法が普及されて居るが其の調整方法如何に依つてはピーとかビューとか嫌な音を出し同時に振動電波となつて空中に飛び出し附近の聴取施設に等しく甚大なる妨害を與へるのであるから如斯ことのない様調整上充分注意しなければならない。「註一」

其の外必要以上の高聲で聴取し近隣に非常な迷惑を及ぼす事はラヂオに限つた問題でなく事保安警察に屬するけれ共ラヂオに於ても極端なものに對しては公益上必要ありと認められた場合逕信省から施設者に

特別施設を命ずる事がある。「註二」

「註一」 規則第十四條第一項第二號

「註二」 規則第十四條第三項

第三節 電 源

電燈線から交流を得て電源とするエリミネーター式受信機は電池が不要で取扱が簡単だから最も廣く普及して居るが、若し不完全な個所がある時は甚だ危険であるから電源設備は必ず電気事業者から工事して貰ふか又は工事後検定を受ける心要がある。

第七章 罰 則

第一節 不法施設の罪

ラヂオを許可なくして施設したり又は許可を取消された後に之を使用した者は無線電信法に依つて一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる。「註」

「註」 無線電信法第十六條

「施設」とある以上必ずしも聴取中の現行犯を發見される事を必要としない。

受信機に電源線路、アンテナ及アース線路（特別のアンテナを使用せずアースも完全に地中と接続せずして相當目的を達するものあり）等を接続してあつて技術的に見て不完全ながらも聴取可能と認められる場合は「施設」と認定せられる。

良く機械破損中と稱し又は真空管を隠匿して絶対に聴取せざる旨強弁する者があるけれ共機械装置の實情から判斷して當然過去に於て「施設」して居つたものと看做される場合が多い。

尙此の未遂罪も罰せられる事になつて居る「註」故況や「試験の爲」と稱して聴取の後に於て許可出願をするが如きは違法行爲であるから充分注意しなければならぬ。

「註」無線電信法第二十六條

不法施設者の存在すると云ふ事は法治國民の遵法精神の確立と社會正義の擁護との見地から宥すべからざることである。之が根絶に就ては放送協會でも専門の調査員を使用したりして鋭意探索して居るの外遞信局や郵便局及警察官は相協力して独自の立場から日夜取締に努力しつゝある次第である。

何の「ラヂオ」位と軽く考へて居る者があるかも知れないが許可失效を受けた様な者、其の他法規も何も充分承知の上で敢行する様な狡猾惡辣な者に對しては容赦なく告發して處罰するこゝになつて居る。又其の實例も多い。

第二節 機器不撤去の罪

許可の取消若しは廢止の場合は主務大臣の命ずる所に依り其の機器工作物を撤去せなければならぬ。

「註一」主務大臣の命ずる所に依りとは私設無線電信無線電話規則「註二」の定むる所に據るわけである。(尙許可書裏面の注意事項参照) 若し撤去の命令に従はない場合は千圓以下の罰金に處せられる。

「註三」

「註一」無線電信法第十條

「註二」規則第十九條私設無線電信無線電話規則第十四條

「註三」無線電信法第十八條

「撤去」の意義に付ては、個々の事實が實狀に依つて各々相違するものであるから、其の認定が困難な場合が多いけれども、主要點は「ラヂオを聴く爲の装置は總て取外し除き去ること」である。随つてアンテナやアースは素より屋内配線も總て撤去し受信機は封印でも施してラヂオが絶対に聴えない状態にして置かなければならない。

常時接続が切斷してあつても極めて容易に何時でも接続して聴取し得る様な實狀になつて居る場合には之を完全なる撤去状態とは稱し難いのである。

第三節 検査妨害の罪

逓信省の検査吏員は無線電信法に依つて施設の現場に立入り機器工作物の検査其の他の措置を爲し得る所の権能を與へられて居る。「註一」

従つて之を妨害するが如き事があれば刑罰を受ける事になるのである。「註二」「註三」

「註一」 無線電信法第十三條

無線電信法第十三條ノ二

無線電信法第十三條ノ三

無線電信法第八條

「註二」 無線電信法第二十七條

「註三」 刑法第九十五條公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役

又ハ禁錮ニ處ス(以下省略)

抑も日本臣民たるものは法律に依る場合の外右の様な措置を受けることはない事になつて居るのであるが「註一」「註二」公益の爲實際取締の必要からして法律を以て臣民の權利に幾分制限を加へられた次第である。

「註一」 帝國憲法第二十五條

日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除クノ外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラレ、コトナ

「註二」 帝國憲法第二十七條

日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サ、ルコトナシ公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

無線電信法に所謂「相當の措置」と云ふ事は個々の具体的實情に應じて異り豫め基準を決定し置く事は困難であるが、機器附屬具の除却が困難である場合に於て其れと同様の効果を收むる方法例へば主要個所に封印を施す事等は其の一であらう。

第四節 目的外使用の罪

日本放送協會所屬放送局の放送に係る放送無線電話放送事項聴取の目的を以て許可せられたるラヂオの施設を其の目的以外のことを使用した場合「註一」に對する罰則「註二」は千圓以下の罰金といふ事になつて居る。

「註一」無線電信法第四條

「註二」無線電信法第十七條

故に外國の放送局の放送を直接聴くことや、各種の無線通信や、水産試験場の漁況放送を聴取すること等は目的外使用である。

偶々ラヂオ受信機に入つた電信又は電話通信と雖も之が取扱の次第に依つては通信の秘密侵害罪に擬せられることもある。「註」

「註」無線電信法第二十條同第二十條ノ二

電信法第三十一條

第五節 電氣事業法違反の罪

エリミネーター式受信機其他電氣事業者に於て供給する電力を以て動作せしむる機械の設備に對しては電氣事業法の條項に違反せざる様注意を要する。「註一」「註二」

「註一」電氣事業法第三十三條

電氣工作物ヲ損壞シ之ニ物品ヲ接觸シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ電氣ノ供給又ハ使用ヲ妨害シタルモノハ五年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

「註二」電氣事業法第三十四條

電氣事業者ノ承諾ヲ得ズシテ濫ニ電氣工作物ノ施設ヲ變更シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第八章 官廳用施設

三六

ラヂオも一種の無線電話であるから官廳用ラヂオなるものは次の勅令に基くのである。

明治三十三年八月三十一日勅令第三百五十六號

官廳用ノ電信及電話ニ關スル件

官廳カ事務執行ノ爲電信電話ヲ施設スルトキハ軍用電氣通信法ニ依ルモノヲ除クノ外總テ逓信大臣ノ定ムル規定ニ依ルコトヲ要ス

前項ニ依リ施設シタル電信電話ニシテ鐵道所屬ノモノ及公衆通信ノ用ニ供スル電信電話ナキ地ニ施設シタル

モノ並當該官廳ノ事務執行ニ差支ナキモノハ逓信大臣之ヲ公衆通信ノ用ニ供スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ官廳ニ於テ施設スル無線電信無線電話ニ付之ヲ準用ス

右に關する逓信大臣の定むる無線電話の規定は官廳用無線電信無線電話規則であつてラヂオも之に準據するわけである。「註」

「註」官廳用無線電信無線電話規則第一條第六號ノ二

官廳用無線電話は私設のものと異り許可を必要とせずして所轄逓信局長の承認を承けることになつて居るが聴取無線電話即ち所謂ラヂオでは承認をも必要とせず、「註一」十日以内に所轄逓信局長に届出れ

ばよいことになつて居る。「註二」

「註一」官廳用無線電信無線電話規則第一條但書

「註二」官廳用無線電信無線電話規則第一條ノ二

従つて放送用私設無線電話規則の中から許可に關する條文だけを除いて其の他の條文の準用を規定せられて居る次第である。「註」

「註」官廳用無線電信無線電話規則第三條

故に逓信局の取扱としては一般のラヂオと大分相違する譯であるけれども放送協會との聴取契約に關しては一般のものと同様であつて聴取料も普通通りである。

第一條 無線電信及無線電話ハ政府之ヲ管掌ス

第二條 左ニ掲クル無線電信又ハ無線電話ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ私設スルコトヲ得

一、航行ノ安全ニ備フル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ

二、同一人ノ特定事業ニ用ウル船舶相互間ニ於テ其ノ事業ノ用ニ供スル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ

三、電報送受ノ爲電信官署トノ間ニ施設者ノ専用ニ供スル目的ヲ以テ電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナキ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ

四、電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナク前號ノ規定ニ依ルヲ不適當トスル陸地相互間又ハ陸地船舶間ニ於テ同一人ノ特定事業ニ用ウル目的ヲ以テ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ

五、無線電信又ハ無線電話ニ關スル實驗ニ専用スル目的ヲ以テ施設スルモノ

六、前各號ノ外主務大臣ニ於テ特ニ施設ノ必要アリト認メタルモノ

(參照) 私設無線電信無線電話規則(三篇一一頁)

第三條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ機器、其ノ裝置及運用ニ關スル制限竝私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ通信ニ従事スル者ノ資格及配置定員ハ命令ノ定ムル所ニ依ル(昭和四、四第(四五號改正))

(參照) 私設無線電信無線電話規則(三篇一一頁)

第四條 私設ノ無線電信及無線電話ハ其ノ施設ノ目的以外ニ使用スルコトヲ得ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ船舶遭難通信、氣象通信、報時通信其ノ他主務大臣ニ於テ公益上必要ト認ムル通信ニ限り之ヲ使用スルコトヲ妨ケス

(參照) 私設無線電信無線電話規則第五十條(三篇二二頁)

第五條 外國船舶ニ裝置シタル無線電信又ハ無線電話ハ第二條ノ規定ニ依リ施設シタルモノヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ船舶遭難通信及航行中電信官署又ハ電話官署トノ通信ニ使用スルコトヲ妨ケス

第七條 主務大臣ハ公衆通信上又ハ軍事上必要ト認ムルトキハ私設ノ無線電信、無線電話ノ許可ヲ取消

シ又ハ其ノ設備ノ變更、使用ノ制限若ハ使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得無線電信、無線電話ノ混信防遏ノ爲必要ト認ムルトキ亦同シ(昭和四、四第四五號改正)

第八條 主務大臣ハ公安ノ爲必要ト認ムルトキハ私設ノ無線電信、無線電話又ハ外國船舶ニ裝置シタル無線電信、無線電話ノ使用ノ制限、停止又ハ其ノ機器附屬具ノ除却ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ當該官吏ヲシテ機器附屬具ニ封印ヲ施シ又ハ之ヲ除却セシムルコトヲ得

第八條ノ二 無線電信又ハ無線電話ニ依ル通信公安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞乱スルモノト認ムルトキハ主務大臣ノ指定シタル電信官署又ハ電話官署ニ於テ之ヲ停止シ又ハ當該無線電信、無線電話ノ施設者若ハ當該通信ヲ發スル者ニ對シ其ノ通信ノ停止ヲ命スルコトヲ得(昭和四、四第四五號追加)

○告示第三百八拾號 昭和四年十二月五日

無線電信法第八條ノ二ノ電信官署及電話官署ハ私設ノ無線電信、無線電話ノ通信ニ關シテハ之ヲ逕信局及私設無線電信無線電話規則第六十八條ニ依リ指定シタル無線通信監視局トシ其ノ他ノ無線電信、無線電話ノ通信ニ關シテハ之ヲ逕信局トス(昭和八、一二第 二九七三號改正)

第九條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ施設者本法、本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分

ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ其ノ無線電信、無線電話ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第十條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ施設者其ノ無線電信又ハ無線電話ノ許可ヲ取消サレタルトキハ主務大臣ノ命スル所ニ依リ其ノ機器工作物ヲ撤去スルコトヲ要ス私設ノ無線電信又ハ無線電話ヲ廢止シタルトキ亦同シ

第十三條 主務大臣ハ不法ニ無線電信又ハ無線電話ヲ施設スル者アリト認メタルトキハ當該官吏ヲシテ其ノ施設ノ場所ニ立入り機器工作物ノ検査、機器附屬具ノ除却其ノ他相當ノ措置ヲ爲サシムルコトヲ得
第十三條ノ二 主務大臣ハ私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ機器、其ノ裝置又ハ運用ニ關シ監督上必要ト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ其ノ施設ノ場所ニ立入り機器工作物及關係書類ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得(昭和四、四第 四五號追加)

第十三條ノ三 前二條ノ規定ニ依リ當該官吏無線電信又ハ無線電話ノ施設ノ場所ニ立入ル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帯スヘシ(昭和四、四第 四五號追加)

(參照) 私設電信電話無線電信無線電話検査吏員證票ノ件

昭和四年十二月五日(三篇三六ノ四二頁)
告示第三百八十一號

第十六條 許可ナクシテ無線電信、無線電話ヲ施設シ若ハ許可ナクシテ施設シタル無線電信、無線電話ヲ使用シタル者又ハ許可ヲ取消サレタル後私設ノ無線電信、無線電話ヲ使用シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ無線電信又ハ無線電話ヲ他人ノ用ニ供シ因テ金錢物品ヲ收得シタルトキハ之ヲ沒收ス既ニ消費又ハ讓渡シタルトキハ其ノ金額又ハ代價ヲ追徴ス

第十七條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ヲ其ノ施設ノ目的以外ニ使用シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス前項ノ場合ニ於テ無線電信又ハ無線電話ヲ他人ノ用ニ供シ因テ金錢物品ヲ收得シタルトキハ之ヲ沒收ス既ニ消費又ハ讓渡シタルトキハ其ノ金額又ハ代價ヲ追徴ス

私設ノ無線電信又ハ無線電話ニ依頼シ通信ヲ爲サシメタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 第五條ノ規定ニ違反シタル者又ハ本法ニ依ル無線電信、無線電話ノ使用ノ制限停止、設備變更若ハ除却撤去ノ命令ニ從ハサル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス無線電信、無線電話ノ事務ニ従事スル者使用ノ制限又ハ停止ニ違反シテ使用シタルトキハ其ノ従事者ニ付亦同シ

第二十條 電信官署又ハ電話官署ノ取扱中ニ係ル無線電信又ハ無線電話ノ通信ノ秘密ヲ侵シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

無線電信又ハ無線電話ノ事務ニ従事スル者前項ノ通信ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第二十條ノ二 無線電信又ハ無線電話ニ依リ知得タル前條ニ該當セサル無線電信又ハ無線電話ノ通信ノ秘密ヲ漏泄シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス(昭和四、四第) (四五號追加)

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第二十一條 不法ニ無線電信、無線電話ニ關スル料金ヲ免レ又ハ他人ヲシテ之ヲ免レシメタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

無線電信又ハ無線電話ノ事務ニ従事スル者前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 無線電信、無線電話ニ依ル公衆通信若ハ軍事上必要ナル通信ヲ障碍シ又ハ之ヲ障碍スヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 第十六條乃至第二十五條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス(昭和四、四第) (四五號改正)

第二十七條 本法ニ基キテ爲ス當該吏員ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、之ヲ妨ケ若ハ忌避シ又ハ第十三條若ハ第

十三條ノ二ノ規定ニ依ル検査ノ際當該官吏ノ尋問ニ對シ答弁ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス(昭和四、四第 四五號改正)

第二十八條ノ二 無線電信又ハ無線電話ニ非スト雖高周波電流ヲ使用シ通報信號ヲ爲スモノニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ規定ヲ準用ス(昭和四、四第 四五號追加)

第二十八條ノ三 主務大臣ハ無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信又ハ軍事上必要ナル通信ニ及ホス障碍ヲ防止スル爲必要ト認ムルトキハ高周波電流ヲ發生スル設備ニシテ無線電信、無線電話又ハ前條ノ通報信號施設ニ非サルモノニ關シ其ノ施設者ニ對シ設備ノ變更又ハ特殊ノ設備ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ設備ノ變更又ハ特殊ノ設備ニ要シタル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

(昭和四、四第 四五號改正)

前項ノ規定ニ依ル補償ニ關スル決定ニ對シ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十九條 本法ハ航空機ニ施設スル無線電信及無線電話ニ關シ之ヲ準用ス(大正一〇、四 第六二號追加)

第三十條 本法ノ適用ニ付テハ航空機ハ之ヲ船舶ト看做ス(大正一〇、四 第六二號追加)

【附錄二】

放送用私設無線電話規則(大正十二年十二月二十一日 省令 第九十八號)

第一條 時事音楽其ノ他ノ事項ヲ放送シ又ハ之ヲ聴取スル爲施設スル私設無線電話ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 放送ヲ目的トスル私設無線電話(以下單ニ放送無線電話ト稱ス)ヲ施設セムトスル者ハ願書ニ左ノ各號ノ書類ヲ添付シ逕信大臣ニ差出スヘシ

- 一 起業目論見書
- 二 工事設計書
- 三 工事費概算書
- 四 收支概算書及説明書

逕信大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項以外ノ書類又ハ圖面ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第三條 起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ(昭和二、四省令第四號 同六、一二第五四號改正)

- 一 施設ノ目的
- 二 施設者名
- 三 事務所所在地
- 四 施設ノ名稱他ノ施設ト區別シ得凡概略ノ所在ヲ表示シ得ルモノタルコトヲ要ス
- 五 放送區域 行政區劃ニ依リ表示スヘシ
- 六 放送事項
- 七 放送時刻 放送事項ニ依リ區劃スヘシ

第四條

工事設計書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ(昭和二、四省令第四號改正)

- 一 機器裝置場所
- 二 空中線電力
- 三 機器ノ種類
- 四 空中線及接地裝置
- 五 「スタチオ」及「スタチオ」外「マイクロフォン」設備
- 六 連絡線及中繼線設備

七 無線中繼設備

八 落成期限

第五條

放送無線電話ノ機器及其ノ裝置ハ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外左ノ各號ニ適合スルコトヲ要ス

(昭和二、三省令第四號 昭和四、一二省令第五十五號 昭和六、一二第五十四號改正)

- 一 電波ハ純粹ナル持續電波ニシテ音波ニ從ヒ良好ニ變調セララルコト
- 二 受話音ハ明瞭ニシテ雜音ヲ伴ハサルコト
- 三 周波數(波長) ハ五百五十「キロサイクル」(五百四十五「メートル」)乃至一千五百「キロサイクル」(二百「メートル」)ノ範圍内ニ於テ遞信大臣ノ指定シタルモノナルコト
- 四 周波數(波長) ニ變動ヲ生セサルモノナルコト
- 五 空中線電力ハ十「キロワット」以内タルコト
- 六 「スタチオ」ノ構造ハ外部ヨリノ音響ヲ防遏シ放送ニ適スルコト
- 七 電信、電話、電燈又ハ電力ノ線路ニ障礙ヲ及ホスヘキ誘導ヲ生セサルコト
- 八 人畜又ハ物件ニ危害ヲ及ホス虞ナキコト
- 九 接地裝置ヲ爲ス場合ハ専用ノモノヲ設備スルコト

十 可聴電波五百「キロサイクル」(六百「メートル」)乃至三百三十三「キロサイクル」(九百「メートル」)ヲ受信シ得ル設備ヲ有スルコト

第六條 放送無線電話施設者(以下單ニ放送施設者ト稱ス)ハ左ノ場合ニ於テハ理由ヲ具シ逓信大臣ノ許可ヲ受クハシ

(昭和六、一二、第五四號改正)

一 起業目論書ニ掲クル施設ノ名稱、放送區域、放送事項及放送時刻又ハ工事設計書記載ノ事項ヲ變更セムトスルトキ

二 施設ヲ廢止シ又ハ其ノ使用ヲ中止セムトスルトキ

第七條 逓信大臣ニ於テ放送無線電話ヲ許可シタルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ告示ス其ノ異動ヲ生シタル

場合其ノ事項ニ付亦同シ(昭和二、四省令第三號、昭和四、一二省令第五五號、昭和六、一二、第五四號改正)

一 施設者名

一ノ二 施設ノ名稱

二 機器裝置場所

三 呼出符號

四 呼出名稱

五 空中線電力

六 周波數(波長)

七 放送時刻

八 放送事項

九 放送區域

第七條ノ二 放送無線電話ノ裝置工事落成シタルトキハ放送施設者ハ其ノ旨ヲ逓信大臣へ届出ツヘシ

第七條ノ三 逓信大臣ニ於テ前條ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケタルトキハ吏員ヲ派遣シテ機器及其ノ裝置ヲ

検査セシメタル上檢定證書ヲ交付ス(昭和二、三省令第四號追加)

第七條ノ四 放送施設者ハ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外左ノ各號ノ放送従事者ヲ選任スヘシ

(昭和四、一二、第五五號追加)

一 技術主任者及機器取扱者

二 放送主任者及放送取扱者

放送従事者ヲ選任セムトスルトキハ其ノ經歷及技能ヲ證スル書類ヲ提出シ資格及選任ニ關シ所轄逓

信局長ノ認可ヲ受クヘシ

放送従事者ヲ解任シタルトキハ其ノ都度之ヲ所轄逓信局長ニ届出ツヘシ

第七條ノ五 逓信大臣ハ放送従事者カ其ノ職務ヲ行フニ不適當ナリト認ムルトキハ之カ解任ヲ命スルコトアルヘシ(昭和四、一二、三五號追加)

第八條 放送無線電話ノ使用ヲ開始セムトスルトキハ其ノ期日七日前迄ニ逓信大臣ニ届出ツヘシ

第九條 放送施設者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ(昭和二、三、省令第四號 同四、一二、省令第五五號 同六、一二、第五四號改正)

一 特ニ指定スル場合ヲ除クノ外各放送ノ開始及終了ノ際當該放送無線電話ノ呼出符號又ハ呼出名稱ヲ放送スルコト

二 公衆通信又ハ軍事通信ヲ取扱フ無線電信又ハ無線電話ヨリ放送ノ中止ヲ求メラレタルトキハ直ニ之ニ從フコト

三 逓信大臣又ハ所轄逓信局長ヨリ放送ニ關シ指示アリタルトキハ直ニ之ニ從フコト

第十條 放送施設者ハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外一會計年度毎ニ其ノ放送無線電話ニ對スル聴取契約一箇ニ付二十錢ノ特許料ヲ納ムヘシ(昭和二、三、第四號 同三、三、第二四號同六、一二、第五四號改正)

前項ノ聴取契約數ハ前年度末日現在ニ依ル但シ第十一條第二項ニ基キ聴取料ヲ免除セラレタルモノ

ニ對スル契約數ハ之ヲ控除ス

第一項ノ特許料ハ每會計年度開始後一月以内ニ所轄逓信局長ノ指定スル通信官署ニ之ヲ納ムヘシ

第一項ニ依リ徵收シタル特許料ニシテ通信官署ノ過失ニ依リ過納又ハ誤納トナリタル場合ニ於テハ其ノ額ニ限り請求ニ依リ之ヲ還付ス

前項ニ依ル還付請求ハ其ノ納付ノ日ヨリ五月以内ニ當該通信官署ニ之ヲ爲スヘシ

第十一條 放送施設者第十三條ニ依ル私設無線電話施設者ヨリ聴取料ヲ受ケムトスルトキハ豫メ其ノ額及契約事項ヲ定メ逓信大臣ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキハ亦同シ(昭和二、三、省令第四號改正)

逓信大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ前項ノ聴取料額若ハ契約事項ノ變更ヲ命シ又ハ別ニ告示スル所ニ依リ特ニ聴取料ヲ免除セシムルコトアルヘシ

第十二條 放送施設者ハ日誌ヲ設備シ左ノ各號ノ事項ヲ記録スヘシ(昭和四、一二、省令第五五號改正 同六、一二、第五四號改正)

一 事項別放送ノ開始、終了ノ時刻並遮斷、中止ノ時刻及事由

二 放送ニ關シ官廳ヨリ指示セラレタル事項ノ概要及其ノ措置顛末

三 機器ノ狀況

四 削 除

五 時間別擔務別放送従事者氏名

六 削 除

七 前各號ノ外後日參考トナルヘキ事項

前項ノ日誌ハ其ノ使用終了ノ翌月ヨリ起算シ十五月間之ヲ保存スル事ヲ要ス

第十三條 放送事項ノ聽取ヲ目的トスル私設無線電話 以下單ニ聽取無線電話ト稱スヲ施設セムトスル者ハ一邸宅内、

一 構内又ハ一移動体内ノ區別ニ依リ機器裝置場所毎ニ別ニ告示スル所ニ依ル施設許可願書及聽取契約書ヲ差出シ所轄逓信局長ノ許可ヲ受クヘシ (大正一五、一第八九號 昭和六、一二第五四號改正)

(參照) 昭和六年十二月十九日省告示第二千五百三十五號

第十四條 聽取無線電話ノ受信機ハ電氣試驗所ノ型式試驗ニ依リ聽取無線電話用受信機トシテ其ノ型式

證明ヲ受ケタルモノ又ハ左ノ各號ニ適合スルモノナルコトヲ要ス但シ所轄逓信局長ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り第一號ニ依ラサルコトヲ得 (大正一四、二第一一號 同四第二三號 昭和二、三第四號 同四、一二第五五號改正)

一 周波數(波長)五百五十「キロサイクル」(五百四十五「メートル」)乃至一千五百「キロサイクル」(二百「メートル」)ノ範圍内ニ限り受信シ得ルコト

二 空中線ヨリ電波ヲ發射セサルコト

聽取無線電話ノ空中線裝置ハ電信、電話、電燈又ハ電力ノ線路ニ接近セス、人畜又ハ物件ニ危害ヲ及ホス處ナク且其ノ接地裝置ハ引火ノ虞ナキコトヲ要ス

逓信大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ聽取無線電話裝置ニ關シ其ノ施設者ニ對シ特別ノ施設ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條 第十三條ニ規定スル施設許可願書ノ記載事項ヲ變更シタルトキハ許可書ノ番號及新舊ノ事項ヲ記載シタル届書ヲ五日以内ニ所轄逓信局長ニ差出スヘシ

(大正一五、一省令第八九號昭和三、一一省令第五八號 同四、一二省令第五五號同六、一二第五四號改正)

前項ノ届出機器裝置場所又ハ施設者ノ氏名ノ變更ニ關スルモノナルトキハ之ニ許可書ヲ添付スヘシ

(昭和三、三省令第二四號昭和 三、一一省令第五八號改正)

一 聽取無線電話施設者前條ニ依ル機器裝置場所又ハ住所ノ變更届ヲ爲ササルコト六月以上ニ及ビタルトキ

二 聽取無線電話施設者聽取契約ニ違反シタル爲放送施設者ヨリ該契約ヲ解除セラレタルトキ 放送施設者前項第二號ノ契約解除ヲ爲シタルトキハ速ニ所轄逓信局長ニ其ノ旨届出ツヘシ

第十六條 聽取無線電話施設者ハ許可書ヲ機器裝置場所ニ保管シ、受信機ヲ携帶使用スルトキハ必ス之ヲ携行スヘシ(大正一五、一省令第八九號 昭和六、一二第五四號改正) 許可書ヲ亡失シタルトキハ許可書ノ番號又ハ機器裝置場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ直ニ其ノ再發ヲ所轄逓信局長ニ申請スヘシ

第十七條 聽取無線電話施設ノ許可ヲ出願スル者ハ許可料トシテ一圓ニ相當スル郵便切手ヲ第十三條ノ許可願書ニ貼付シテ納ムヘシ(大正一四、七省令第四二號昭和二、三省令四號 昭和三、三省令第二四號昭和六、一二第五四號改正) 前項ノ許可料ハ該出願ヲ許可セサル場合ニ限り郵便切手ヲ以テ之ヲ還付ス 逓信大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ別ニ告示スル所ニ依リ第一項ノ許可料ヲ免除スルコトアルヘシ

第十八條 聽取無線電話ヲ廢止シタルトキハ廢止後五日以内ニ其ノ旨ヲ所轄逓信局長ニ届出テ同時ニ許可書ヲ返納スヘシ(大正一四、二省令第一一號同 一五、一省令第八九號改正) 聽取無線電話ノ許可ヲ取消サレタルトキハ直ニ許可書ヲ所轄逓信局長ニ返納スヘシ 第十九條 私設無線電信無線電話規則第七條、第八條、第十一條、第十四條、第四十六條第一號、第六十八條、第七十一條、第七十四條、第七十七條及第八十四條ノ規定ハ放送無線電話ニ、第八條、

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附

則(昭和三、三省令第二十四號)

本令ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條、第七十四條及第八十四條ノ規定ハ聽取無線電話ニ之ヲ準用ス但シ第八條中逓信大臣トアルハ聽取無線電話ニ關シテハ之ヲ所轄逓信局長トス(大正一四、二省令第一一號昭和二、三省令第四號昭和四、一二省令第五五號同八、一二第六十三號改正)

【附録三】

私設無線電信無線電話規則拔萃

五六

第八條 私設無線電信無線電話ノ施設者ノ名義ヲ變更セントスルトキハ當事者連署ノ願書ヲ陸上ニ施設シタルモノニ在リテハ逓信大臣、船舶又ハ航空機ニ施設シタルモノニ在リテハ所轄逓信局長へ差出し其ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テ相續其ノ他ニ因リ當事者連署シ得ザルモノナルトキハ相當證明書ヲ添付スベシ

第十四條 私設無線電信、無線電話ヲ廢止シタルトキハ直ニ空中線ヲ取外シ特ニ指示シタル場合ヲ除クノ外十日以内ニ送信装置、受信装置及之ニ専用ノ附屬設備ヲ撤去スベシ私設無線電信、無線電話ノ許可ノ效力ヲ失ヒタルトキ亦同シ

第七十四條 逓信大臣又ハ逓信局長ハ隨時検査吏員ヲ派遣シ私設無線電信無線電話ノ機器及其ノ装置、無線通信士ノ資格及其ノ員數、運用狀況並關係書類等ヲ検査セシム

第八十四條 本令ニ依リ逓信大臣へ差出ス書類ハ總テ其ノ施設地又ハ施設船舶ノ定繫港若ハ施設航空機ノ定置場ノ所轄逓信局長ヲ經由スベシ

【附録四】

社団法人 日本放送協會放送無線電話聽取規約

第一條 社団法人日本放送協會（以下放送協會ト稱ス）ノ無線電話ニ依ル放送（以下放送ト稱ス）ノ聽取ニ關シテハ放送用私設無線電話規則（大正十二年十二月逓信省令第九十八號）ヲ遵守シ本規約ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本規約ニ依リ逓信局長ニ差出ス書類ハ別表ノ區別ニ依リ放送協會所轄局ヲ經由スルモノトス

第三條 放送ヲ聽取セントスル者ハ聽取施設許可願書及聽取契約書ヲ所轄逓信局長ニ差出し其ノ許可ヲ受クヘキモノトス

第四條 聽取者ニハ聽取章ヲ交附スベキニ付之ヲ機器裝置場所ノ門柱又ハ入口等見易キ場所ニ必ス掲出シ置カルヘシ

聽取章ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ直チニ其ノ旨ヲ申出テ再交付ヲ受ケラルヘシ

第五條 聽取者左ノ事項ヲ變更シタルトキハ新舊ノ事項及許可書ノ番號ヲ記載シタル届書ヲ五日以内ニ所轄逓信局長ニ差出スヘキモノトス

五七

- 一、施設者名
 - 二、施設者住所
 - 三、機器装置場所
 - 四、受信機ノ種類及箇數
 - 五、使用方法
- 前項ノ場合ニ於テ一號、三號若ハ五號ノ届書ニハ許可書ヲ添付スヘキモノトス、又三號ノ届書中逕信局管轄區域又ハ別表ノ受持區域ヲ異ニスルモノナルトキハ聽取章ヲ添付セラルヘシ、聽取施設者相續又ハ讓渡ニ因リ其ノ名義ヲ變更セントスルトキハ願書ニ許可書ヲ添付シ所轄逕信局長ニ差出シ其ノ許可ヲ受クヘキモノトス此場合新名義人ハ舊名義人ノ有セシ權利義務ヲ承繼シタルモノト看做ス
- 前二項ノ場合ニ於テ許可書又ハ聽取章ヲ亡失シ之ヲ添付シ得サルトキハ其ノ旨届出ヲ要スルモノトス
- 第六條 聽取無線電話ヲ廢止シタルトキハ廢止後五日以内ニ其ノ旨所轄逕信局長ニ届出テ同時ニ許可書及聽取章ヲ返付スヘキモノトス

前項ノ場合ニ於テ許可書又ハ聽取章ヲ亡失シ之ヲ返付シ得サルトキハ其ノ旨届出ヲ要スルモノトス

第七條 放送ノ聽取料ハ聽取契約一箇毎ニ月額五拾錢トス、但シ聽取施設許可ノ日カ十六日以後ナルトキニ限り當月分ノ料金ヲ特ニ貳拾五錢トス

前項ノ料金ハ聽取施設許可ノ日ノ屬スル月ヨリ聽取無線電話ノ廢止、聽取契約ノ解除又ハ聽取施設許可ノ取消若ハ失效ノ日ノ屬スル月迄之ヲ支拂ハルヘキモノトス

第八條 聽取料ハ六ヶ月分ヲ左ノ期別ニ從ヒ其ノ期ノ初ニ集金郵便又ハ郵便振替貯金ニ依リ支拂ハルヘキモノトス、但シ放送協會ノ都合ニ依リ毎月集金ヲ爲スコトアルヘシ、此場合ニ於ケル集金ノ地域及方法ハ之ヲ通知ス

第一期分 自四月 至九月

第二期分 自十月 至三月

各期ノ中途ヨリ支拂ハルヘキ料金ハ其ノ期ニ屬スル月數ニ應シ計算スルモノトス

第九條 聽取無線電話ノ廢止、聽取施設許可ノ取消若ハ失效又ハ契約解除ノ場合ニ於テ聽取料金ニ剩餘アルモノハ事後三ヶ月以内ニ請求セラル、トキハ之ヲ返戻ス

第十條 放送協會會員、教育事業、社會救濟事業、放送協會業務上等特ニ必要ト認ムルモノ其ノ他特殊

ノ事由アルモノハ聴取料ヲ減免スルコトアルヘシ
 第十一條 聴取者料金ノ支拂ヲ怠リタルトキ其ノ他本規約ニ違背シタルトキハ聴取契約ヲ解除スルコトアルヘシ

聴取施設ノ許可ヲ取消サレタルトキ若ハ聴取施設許可失效トナリタルトキハ之ト同時ニ聴取契約ハ解除サレタルモノトス

前二項ニ依ル聴取契約解除ノモノニ對シテハ再聴取契約ヲ爲ササルコトアルヘシ
 聴取契約解除ノ場合ニ於テハ聴取施設許可書及聴取章ヲ別表ノ所轄局ヘ返附スヘキモノトス、此場合許可書又ハ聴取章ヲ亡失シ之ヲ返附シ得サルモノハ其ノ旨届出ヲ要スルモノトス

第十二條 放送ハ何人ト雖モ放送協會ノ承諾ヲ得スシテ之ヲ著音機ノ「レコード」ニ寫調シ又ハ印刷發行シ若ハ各種興行ノ材料ト爲スコトヲ得サルモノトス

第十三條 放送上ヨリ生シタル事故ニ關シテハ放送會ハ一切ノ責ヲ負ハサルモノトス

第十四條 本規約ノ改正ハ放送ニ依リ告知スルモノトス

附 則

本規約ノ改正ハ昭和十年四月一日ヨリ施行シ従前ノ聴取者ハ本改正規約ニ依ル聴取者ト看做ス

【附録五】

聴取規約第二條ニ依ル別表

主管局名	地	域	所轄通信局
日本放送協會總務局 (東京中央放送局)	東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣、茨城縣、群馬縣、栃木縣、山梨縣、新潟縣、靜岡縣、中野、富土郡、庵原郡、安倍郡、志太郡、長野縣	東京都市通信局、東京地方通信局	東京都市通信局、東京地方通信局
大阪中央放送局	大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、滋賀縣、德島縣、岡山縣、中野、岡山市、津山市、赤磐郡、和氣郡、上道郡、邑久郡、真庭郡、御津郡、兒島郡、英田郡、苫田郡、久米郡、鳥取縣、中野、鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡、香川縣	名古屋通信局、大阪通信局、廣島通信局	名古屋通信局、大阪通信局、廣島通信局
名古屋中央放送局	愛知縣、三重縣、岐阜縣、福井縣、石川縣、富山縣、靜岡縣、中野、濱松市、引佐郡、磐田郡、榛原郡、濱名郡、小笠郡、周智郡	名古屋通信局	名古屋通信局
廣島中央放送局	廣島縣、山口縣、島根縣、愛媛縣、岡山縣、中野、倉敷市、都窪郡、淺口郡、吉備郡、小田郡、後月郡、上房郡、川上郡、阿哲郡、米子市、東伯郡、西伯郡、日野郡、鳥取縣、中野、高知縣	廣島通信局	廣島通信局
熊本中央放送局	熊本縣、長崎縣、佐賀縣、福岡縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣	大阪通信局	大阪通信局
仙臺中央放送局	宮城縣、福島縣、岩手縣、山形縣、秋田縣、青森縣	熊本通信局	熊本通信局
札幌中央放送局	北海道	仙臺通信局	仙臺通信局

【附録六】

六二

社団法人 日本放送協會放送無線電話聽取料減免内規

- 第一條 日本放送協會放送無線電話聽取規約第十條ニ依ル聽取料ノ減免ニ關シテハ本内規ニ依ルモノトス
- 第二條 放送協會々員ノ聽取施設ニ對シテハ其ノ出資一口毎ニ聽取契約四箇迄ノ聽取料ヲ無料トス
- 第三條 聽取料ノ免除ヲ爲スヘキ範圍ハ左ニ掲グルモノニ限ル
- 一、昭和六年十二月逓信省告示第二五三四號ニ該當スルモノ
 - 二、前號ニ該當セザル救恤、保護ヲ目的トスル社會事業施設ノ管理者ニ於テ當該施設ニ於ケル收容者（常時十名以上ヲ收容スルモノニ限ル）慰安、教養ノ専用ニ供スルモノ
 - 三、公共團體又ハ公益法人ノ病院管理者ニ於テ當該病院ニ於ケル施療患者（常時十名以上ヲ收容スルモノニ限ル）慰藉ノ専用ニ供スルモノ
 - 四、幼稚園、小學校其ノ他教育上特ニ聽取施設ヲ必要トスル學校ニ於ケル教育上ノ専用ニ供スルモノ

五、大正十三年八月勅令第一九九號軍人傷痍記章令ニ依ル甲種記章ヲ有スル者ノ施設

六、省 略

第四條 省 略

第五條 聽取料ノ免除ハ既往ニ遡及セス（以下省略）

第六條 聽取料免除ノ事由消滅シタルトキハ事實發生ノトキヨリ有料トシテ處理スルモノトス

第七條 天災地變其ノ他非常災害ニ因ル罹災聽取者ニハ左ノ各號ニ依リ聽取料ノ減免ヲナスモノトス

- 一、聽取料ノ減免ヲ行フ非常災害ノ程度ハ郵便貯金ノ非常拂ヲ施行セラルル場合ヲ標準トス
- 二、聽取料ノ減免ハ非常拂ヲ行ハルル災害地ノ罹災者ニ限ル但シ時宜ニ依リ地域ヲ特定スルコトアルベシ

- 三、聽取料ノ減免ハ災害發生ノ月以降三箇月以内トス但シ被害程度特ニ甚大ト認ムルモノハ五箇月迄トスルコトアルベシ

- 四、聽取料減免ノ際ニ於ケル既納又ハ前納ノ聽取料ハ之ヲ將來ノ料金ニ振替ヘ充當スルモノトス

第八條 省 略

六三

【附録七】

官應用無線電信無線電話規則(大正九年十一月廿四日
省令第一一七號)

六四

第一條 明治三十三年勅令第三百五十六號ニ依ル官應用ノ無線電信又ハ無線電話ハ左ニ掲クルモノニ限リ陸上ニ施設スルモノニアリテハ逓信大臣、船舶ニ施設スルモノニ在リテハ所轄逓信局長ノ承認ヲ受ケ之ヲ施設スルコトヲ得但シ第六號ノ二ニ依ルモノハ承認ヲ受ケステ之ヲ施設スルコトヲ得

(大正十三年三月省令第九號昭
和三、一一省令第五七號改正)

- 一 航行ノ安全ニ備フル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ
- 二 特定ノ事務ニ用フル船舶相互間ニ於テ其ノ事務ノ用ニ供スル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ
- 三 電報送受ノ爲メ電信官署トノ間ニ専用ニ供スル目的ヲ以テ電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナキ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ
- 四 電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナク前號ノ規定ニ依ルヲ不適當トスル陸地相互間又ハ陸地船舶間ニ於テ特定ノ事務ニ用フル目的ヲ以テ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ

- 五 無線電信又ハ無線電話ノ學術研究又ハ機器ニ關スル實驗ニ専用スル目的ヲ以テ施設スルモノ
- 六 無線電信又ハ無線電話ニ依ル報時通信又ハ氣象通信ノ受信ニ専用スル目的ヲ以テ施設スルモノ
- 六ノ二 無線電話ニ依ル放送事項聴取ニ専用スル目的ヲ以テ施設スルモノ
- 七 前各號ノ外逓信大臣ニ於テ特ニ施設ノ必要アリト認メタルモノ
- 第一條ノ二 前條但書ニ依リ無線電話ヲ施設シタルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ十日以内ニ所轄逓信局長ニ届出ツヘシ其ノ事項ヲ變更シタルトキ亦同シ(昭和三、一一省
令第五七號改正)

- 一 施設者名
- 二 機器裝置場所
- 三 機器ノ種類真空管式ナルトキハ真空
管ノ筒數ヲ附記ノコト
- 四 受信可能周波數
- 五 施設年月日

前項届書ニハ聴取セムトスル放送無線電話ノ施設者ニ對スル聴取契約書ヲ添付スヘシ

第二條 逓信大臣ハ公衆通信上必要ト認ムルトキハ官應用ノ無線電信又ハ無線電話ヲ廢止セシメ又ハ其ノ設備ヲ變更セシムルコトアルヘシ

六五

第三條 私設無線電信無線電話規則及放送用私設無線電話規則第十條、第十三條、第十四條第一項但書ノ規定ハ官應用ノ無線電信又ハ無線電話ニ之ヲ準用ス、但シ私設無線電信無線電話規則第三十六條及第四十條ノ規定ハ第一條第五號又ハ第六號ニ依リ陸上ニ施設シタル官應用ノ無線電信又ハ無線電話ニ私設無線電信無線電話規則第七十九條及第八十條ノ規定ハ第一條第五號ニ依リ陸上ニ施設シタル官應用ノ無線電信又ハ無線電話ニ之ヲ準用セス
(大正十四、二第一二號昭和三、一第五七號八、一二第六二號改正)

附 則

第四條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條 本令施行前官廳ニ於テ施設シ現ニ其ノ用ニ供スル無線電信又ハ無線電話ハ本令ニ依リ之ヲ施設シ其ノ使用ヲ開始シタルモノト看做ス

第六條 前條ニ依ル官應用ノ無線電信又ハ無線電話ニ關シテハ本令施行ノ日ヨリ三十日內ニ私設無線電信規則第六條各號ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ逓信大臣ヘ提出スヘシ

【附錄八】

私 設 電 信 規 則 拔 萃

第十三條 市街地ニ限り道路ニ架設スル私設電信ノ線路ハ左ノ制限ニ依ルヘシ但シ特別ノ事由アルモノハ所轄逓信局長ノ認可ヲ得テ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

(明治三五、九第四〇號四四、九第三三號大正二、六第三三號同九第七九號六、一〇第三四號昭和七、一一第四九號改正)

一、道路ノ兩側ニ跨カラスシテ其ノ一側ニのみ架設スヘシ

二、道路ノ一側ニ電信線、電話線其ノ他電氣信號線ノ架設シアルトキハ其ノ同側ニ架設スヘシ若其ノ一側ニ架空強電流電線ノ架設シアルトキハ他ノ一側ニ架設スヘシ

第十三條ノ二 私設電信ノ電線ハ特ニ逓信大臣ノ認可ヲ得タルモノヲ除クノ外架空強電流電線路ノ支持物ニ添架スルコトヲ得ス但電氣工作物規程本則第九十一條ニ依ルモノニシテ市街地以外ニ施設スルモノハ此ノ限ニ在ラス
(明治四四、九第三三號追加四五、四第二四號大正四、二第一七號同、一〇、五第二七號昭和七、一一第四九號改正)

第十三條ノ三 第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル私設電信ヲ施設セムトスル者ハ逓信大臣ノ認可ヲ得テ架空強電流電線ヲ其ノ私設電信ノ電線ニ共用スルコトヲ得
(大正一四、七第四四號追加昭和七、一一第四九號改正)

第十四條 私設電信ノ電線ヲ他ノ電信線、電話線又ハ電氣信號線ト交叉若ハ接近シテ架設スルトキハ其ノ通報信號ニ障害ヲ與ヘサル様離隔スヘシ其ノ離隔六十センチメートルニ滿タサルトキハ其ノ電線ノ所有者又ハ管理者ノ承諾ヲ受クヘシ(昭和三、三第 二〇號改正)

第十五條 私設電信ノ電線ヲ架空強電流電線ト交叉又ハ接近シテ架設スルトキハ左ノ制限ニ依ルヘシ

(明治四四、九第三三號昭和三、三 第二〇號同七、一一第四九號改正)

- 一 架空強電流電線ト交叉スルトキハ其ノ電線ノ下部ニ架設スヘシ但シ工事上己ムヲ得サル場合ニ於テハ低壓又ハ高壓電線ト交叉スル場合ニ限り其ノ上部ニ架設スルコトヲ得
- 二 低壓又ハ高壓電線ト交叉若ハ接近スルトキハ其ノ相互ノ間隔一メートル以上ヲ離隔スヘシ但シ工事上己ムヲ得サル場合ニ於テハ此ノ距離ヲ六十センチメートル迄ニ短縮スルコトヲ得
- 三 特別高壓電線ト交叉スルトキハ特別高壓電線ノ最大電壓ニ從ヒ左ノ區別ニ依リ特別高壓電線ト私設電信ノ電線トノ間ニ施設スル保護金屬線ヨリ六十センチメートル以上ヲ離隔スル場合ハ此ノ限ニ在ララス

(イ) 特別高壓電線ノ最大電壓六萬「ヴォルト」以下ノ場合ハ其ノ間隔二メートル以上

(ロ) 特別高壓電線ノ最大電壓六萬「ヴォルト」ヲ超過スル場合ハ一萬「ヴォルト」又ハ其ノ端數ヲ加フル毎ニ二十センチメートル以上ヲ加フ

四 特別高壓電線ト接近スルトキハ其ノ相互間ノ水平距離ハ特別高壓電線路ノ支持物地表上ノ高さノ一倍以上タルヘシ但シ特別高壓電線管理者ノ承諾ヲ得テ此ノ距離ヲ三メートル迄ニ短縮スルコトヲ得

第十六條 私設電信ノ電線ヲ架空強電流電線ト交叉又ハ接近シテ架設シタルトキハ電信又ハ電話線ノ機械ニ接続スル各端ニ於テ五百「ミリアマペア」以下ニテ働作スル熱線論、交流三百「ヴォルト」ニテ放電スル避雷器及七「アマペア」以下ニテ溶解スル可熔遮斷器ヲ設備スルコトヲ要ス其ノ既ニ架設シタル後ニ於テ交叉若ハ接近ノ場合ヲ生シタルトキ亦同シ(明治四四、九第三三號 昭和七、一一第四九號改正)

第十七條 屋内ニ布設スル私設電信ノ電線ハ強電流電線ト充分離隔シ且電氣的混觸ヲ豫防スヘシ

(昭和七、一一 第四九號改正)

第十八條 私設電信線路ノ支持物ニハ施設者名及支持物ノ番號ヲ表記スヘシ(昭和七、一一 第四九號改正)

○ 府縣施設ノ電柱ニ對シ私設電信規則第十八條ニ依リ表記スヘキ施設者名ハ單ニ「警」ノ字ヲ以テ略記スルモ差支ナシ尤モ取締上他府縣施設トノ區別ヲ表示セシムル必要アル部分ニ對シテハ當該府縣名ノ頭字ヲ冠記

(西部逓信局照會通信局回答要領大正八、一、二五)

第十九條 私設電信ノ電線ヲ他ノ電線ト其ノ上部ニ於テ交叉シ又ハ二メートル以内他ノ電線、強電流電線ナルトキハ二、五メートルノ距離ニ接近シテ架設スルトキハ工事著手前ニ其ノ電線ノ所有者又ハ管理者ヘ通知スヘシ其ノ

既ニ架設シタルモノヲ修理シ若ハ撤去スルトキ亦同シ(明治四四、九第三三號昭和三、三第二〇號改正)

第二十一條 逓信大臣ハ私設電信ノ施設他ニ障害ヲ及ホシ若ハ危険ノ虞アリト認ムルトキハ改修又ハ特別ノ施設ヲ命スルコトアルヘシ

第二十二條 逓信大臣ハ隨時吏員ヲ派遣シ私設電信ノ裝置方法又ハ通信ノ狀況等ヲ検査セシムルコトアルヘシ

(參照) 私設電信電話無線電信無線電話検査吏員證票ノ件昭和四年十二月五日告示第三一八一號

第二十三條 私設電信施設者此ノ規則ノ條項ニ違背シ又ハ此ノ規則ニ依リ發スル命令ヲ遵守セサルトキハ逓信大臣ハ私設電信ノ使用ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

附 則

第二十八條 電鈴其ノ他線路ヲ施設シテ信號ヲ爲スモノニ關シテハ第十三條乃至第十九條、第二十一條

乃至第二十三條ノ規定ヲ準用ス(明治四三、三第三七號大正八、二第四號同九、一一第一正午時ノ通報ヲ受クル爲電鈴線ヲ郵便局又ハ電信局トノ間ニ施設セムトスルモノニ關シテハ前項ノ外第四條乃至第七條、第九條乃至第十二條、第二十條及第二十一條ノ規定ヲ準用ス)

電線路ニ依リ火災其ノ他ノ通報ヲ爲ス公衆用信號ヲ施設セントスルモノニ關シテハ第一項ノ外第八條第一項、第九條第二項及第三項、第十條第二項、第十二條並第二十六條ノ規定ヲ準用ス

電線路ニ依リ火災其ノ他ノ通報ヲ爲ス公衆用信號ヲ施設セントスルモノニ關シテハ第一項ノ外第八條第一項、第九條第二項及第三項、第十條第二項、第十二條並第二十六條ノ規定ヲ準用ス

【附録九】

公納金及ラヂオ取締ニ對スル警察官應ノ協力ニ關スル關係官廳トノ往復文書寫(甲號ヨリ已號マデ)

甲 號

(寫)

業第一三七號

昭和七年一月二十日

社団法人日本放送協會

會長 岩 原 謙

三

內務大臣
中 橋 德 五 郎 殿

「ラヂオ」の利用並普及促進に關する申請

「ラヂオ」ノ社會的並文化的價值ハ世界各國ニ於ケルソノ顯著ナル發達ニ依リ既ニ明確ニ立證セラレタル

所ニ有之、殊ニ本邦ニ於テハ諸外國ニ率先シテ之ガ經營ヲ公益法人ニ限リ特許セラレ、事ト相成當協會
ハ大正十五年政府ノ懇懇ニ依リ社団法人トシテ創立ヲ見爾來只管國家的見地ニ於テ放送設備ノ増設ト全
國的中繼網ノ完成ニ努ムルト共ニ、日常業務ノ運行ニ就テハ國民ノ精神生活ノ充實向上ニ最善ノ效果ヲ
期シタル結果、今日ニ於テハ、加入者總數百萬ニ近ク、放送局數モ亦今春ニハ十九ヶ所ヲ算スベキ狀勢ニ
進ミ居リ候得共、加入者ハ、其數一千數百萬ヲ擁スル米國、又ハ約四百萬内外ヲ擁スル英吉利、獨逸等
ニ比シ猶格段ノ差異ヲ示シ、ソノ人口ニ對スル普及率ハ世界第二十六位ノ低位ニ該リ居候コト、放送事
業ノ使命ニ鑑ミ邦家ノ爲定ニ遺憾ニ堪ヘザル義ト思料仕候、就テハ、當協會ニ於テハ、コレガ對策トシ
テ、昨春以來、慎重考究ノ結果、更ニ昭和六年度以降九年度迄ニ經費約一千萬圓ヲ以テ小電力放送局二
十五局、二重放送二局ヲ増設シ、凡テ之ヲ有線中繼ニ依リ連絡シ、國內聽取上ノ便益ヲ増大スルト共ニ
帝國植民地並ニ諸外國トノ放送連絡ニ付テモ一層有效ナル措置ヲ講ズルコトノシ、巨額ノ借入金ヲ以テ
之ガ支辨ニ充ツル一面、斷然聽取料金月額壹圓ヲ七十五錢ニ低下シテ加入者ノ負擔ヲ經減スベク、之ガ
認可ヲ主務省ヘ稟請シ居レル次第ニ御座候。

歐米諸國ニ於テモ、凡百ノ國家政策ニ對スル民衆ノ理解ヲ増進シ國民一致ノ協力ヲ求ムル爲メ「ラヂ
オ」ノ活躍ニ俟ツコト頗ル多キモノアルコトヲ認メ、一方ニ於テ放送施設ノ改善擴充ヲ圖ルト共ニ地方

ニ於テ聴取加入ノ慾、法律ニ依ル盜聴ノ取締嚴罰並ニ「ラヂオ」聴取防害ニ對スル禁遏等ニ多大ノ努力ヲ拂ヒ居レル狀況ニ有之候處本邦ニ於テモ「ラヂオ」普及ノ基礎條件彌々整備セムトスル此ノ機會ニ於テ嘗ニ中央政府ガ從來ノ指導獎勵ニ一層ノ力ヲ致サル、ニ止マラズ、新ニ道府縣市町村等ニ於テモ例ヘバ別紙第一號記載ノ如キ方法ヲ以テ「ラヂオ」利用ノ普及促進ニ有要ナル一切ノ手段ヲ竭サレ、國民文化ノ進運ニ協力ヲ與ヘラレムコト切望ニ堪ヘザル次第ニ御座候、尙近時、府縣又ハ都市ニ於テ「ラヂオ」聴取施設ニ課税シ、或ハ之ヲ以テ擔稅力ノ認定資料ト爲サムトスル計畫往々有之候處前述ノ如ク、放送事業ノ使命ハ都鄙ヲ分タズ貧富ヲ問ハズ、此ノ最近科學ノ惠澤ヲ洽ク及ボシ、民族精神ノ涵養、文化ノ向上並ニ生活ノ慰安ニ寄與セムトスルニ外ナラサル次第ニ有之候處、課税其ノ他苟モ聴取者ニ對スル負擔ヲ加重セシムルニ至ラバ國家ガ放送事業ニ期待セラル、此ノ效果ヲ阻ミ、當協會ノ責務遂行上重大ナル支障ヲ來スベク、即チ現在加入ノ廢止ヲ誘致シ、新規加入ヲ阻止スルニ至ルハ必定ニシテ、斯ノ如キハ國家公共ノ見地ニ於テ洵ニ由々シキ事態ト被存憂慮ニ不堪義ニ御座候、道府縣、市町村ニ於ケル課税計畫ノ防止ニ關シテモ是亦格別ノ御高配ヲ賜リ度併セテ奉悃願候、敝上當協會懇請ノ諸點御採納ヲ賜ハリ候ハ、料金引下ノ結果收入著減シ、借入金モ激増スベキ折柄、幾何ノ餘力モ無之候得共、別紙第二號要項ニ依ル金額ヲ納入可仕候間格別ノ御詮議ニ預リ度奉願上候。

(寫)
第一號

「ラヂオ」盜聴取締及雜音防止等地方官憲の協力を希望する事項の概要

一、盜聴ノ防止

「ラヂオ」聴取ニ關シテハ法令ノ定ムル處ニ據リ放送施設者タル當協會ト「ラヂオ」聴取ノ契約ヲ爲シ受信機設備ノ許可ヲ逕信官憲ヨリ受ケタル後聴取スベキモノナル處既往ノ実績ニ徴スルニ正規ノ手續ヲ經ズシテ數ヶ月間不法聴取ヲ爲ス者相當多數アリ、逕信當局ニ於カレテハ勿論之ガ取締ヲ極力勵行サレ居リ一面放送協會ニ於テモ調査員又ハ加入勸誘員ヲシテ不法聴取ノ防遏ニ努メ居レルモ廣汎ノ地域ニ亘リ續出スル不法者ヲ徹底的ニ防遏スルコトハ困難ナリ、如斯法律違反事象ノ根絶ヲ計ルコトハ一面良習ノ助長トモナルベキニ依リ地方官憲ニ於テモ之ニ付キ適當ノ途ヲ講セラレ度下記ノ如キハ其ノ方法ノ一ト思量セラル、次第ナリ。

イ、地方廳、市町村等ノ職員ニ「ラヂオ」聴取ニ關スル現行法令ノ理解周知ヲ計ラル、方法トシテ講習

會ノ如キモノヲ催サレ度事。

七六

ロ、警察官ガ日常管内巡警ノ際其ノ他適當ノ機會ニ於テ不法施設ノ防止ヲ圖ラレ度コト。

ハ、當協會關係調査員又ハ加入勸誘員ガ無届聴取者ヲ發見シ警察官ノ協力ヲ需メタルトキハ可然措置相願度コト。

ニ、不法施設者ニ對シテハ緩嚴宜敷ヲ得適當ニ措置セラレ正規ノ手續ニ依ル「ラヂオ」ヲ利用スルコトヲ懇示シ併而一般ニ「ラヂオ」文化ノ普及促進ニ協力サレ度コト。

二、雜音防止

「ラヂオ」ヲ聴取スル上ニ迷惑ヲ感ズルモノハ他ノ電氣的設備ノ裝置不完全ニ基因スル電氣的雜音ノ發生ニテ電氣事業者ニ對シテハ法令ニ依リ或程度迄取締ノ途アリ防止シ得ルモ、現下最モ惱マサル、モノハ隨所ニ裝置不完全ナル電療器ヲ設備シ電氣治療營業ヲ行フモノ又ハ不完全ナル電氣器具ノ使用ニ依リ「ラヂオ」ニ雜音ヲ誘發セシメ居ルモノ相當アリ之ニ對シ裝置ノ改善ヲ需ムルモ應ゼザルモノ多ク迷惑ヲ蒙ル場合不尠如斯際地方警察官憲等ノ協力ニ依リ適切ノ解決方法ヲ採リ得ル様盡力セラレムコトヲ希望ス。

(寫) 第二號

納付金ニ關スル要項

一、納付金ハ昭和七年度ヨリ毎年度納入スルコト。

二、納付金額ハ各道府縣内前年度末有料聴取契約數ニ當該年度初頭ニ於ケル聴取料一ヶ月分相當額ヲ乗シタル額トスルコト。

三、納付方法ハ前號算出金額ノ二分ノ一宛ヲ四月及十月ニ各道府縣ヘ納付スルコト。

乙 號

内務省東地第一號

昭和七年二月六日

遞 信 次 官 宛

内 務 次 官

七七

ラヂオ税及納付金ニ關スル件

今回日本放送協會ヨリ別紙寫ノ通「ラヂオ」利用ノ普及促進ニ關シ地方團體ノ助力ヲ求メ且「ラヂオ」聴取ニ對スル課税ヲ阻止セラレタキ趣旨ヲ以テ昭和七年度以降前年度末ニ於ケル道府縣内ノ有料聴取者數ニ當該年度當初ニ於ケル聴取料一ヶ月分相當額ヲ乘ジタル額ヲ各道府縣ニ納付致度旨申請有之候ニ就テハ申請ノ通取計度候處一應御意見承知致度
追テ御異存ナキニ於テハ各道府縣内前年度末有料契約者數ヲ毎年四月十五日迄ニ逕信局長ヨリ直接道府縣ニ對シ御通報相成候様致度

丙 號 (寫)

電業第四一四號

昭和七年二月二十三日

内務次官宛

逕信次官

ラヂオ税及納付金ニ關スル件

東地第一一號二月六日

右異存無之

追テ各道府縣ニ於ケル前年度末有料聴取契約數ヲ毎年四月十五日迄ニ逕信局長ヨリ直接道府縣ニ通報方取計ニ置候ニ付御諒知相成度尙本件ニ關シ貴省ヨリ各地方長官宛御通牒竝日本放送協會長宛御回答ノ節ハ其寫御送附ノコトニ御取計相煩度

丁 號 (寫)

内務省發地第五號

昭和七年一月二十五日

内務省主稅方局長

各地方長官宛

放送用私設無線電話施設ニ對スル課税ノ件

依命通牒

標記放送施設竝ニ聴取施設ニ對シテハ地方税ヲ賦課セサルコトニ御取計相成度尙管下市町村ニ對シテモ此旨御示達相成度

追而日本放送協會ヨリ毎年度聴取者數ニ應シ一定ノ金額ヲ道府縣ニ對シ納付セシムル様目下交渉中ニ付御含ミ置相成度

戊 號

(寫)

内務省東地第一一號

昭和七年二月廿四日

放送協會 會長 殿

内務省地方局長

「ラヂオ」ノ利用竝普及促進ニ關スル件

客月二十日業第一三七號ヲ以テ標記ノ件申請相成候處「ラヂオ」ノ利用竝普及促進ニ付テハ別紙ノ通り地方長官ニ通牒致置候條御了知相成度

己 號

(寫)

内務省東地第一一號

昭和七年二月廿四日

各地方總長 官監 殿

内務省地方局長
内務省警衛生局長
内務省警衛生局長

放送協會納付金ニ關スル件依命通牒

今回日本放送協會ヨリ別紙ノ通申請有之候ニ付テハ「ラヂオ」ノ盜聽ノ防止等ニ關シテハ相當御措置相成候様致度尙同協會ヨリ納入スベキ納付金ハ別途衛生局長通牒ノ要項ニ依リ之ヲ道府縣衛生費ニ充當相成度而シテ之カ收入ノ手續ニ付テハ申請書附屬第二號記載ノ要項ニ基キ直接道府縣ニ於テ放送協會ニ對シ納額告知書ヲ發セラルル様致度

追テ各道府縣内前年度末有料聽取契約數ハ毎年四月十五日迄ニ關係遞信局ヨリ直接通報ノ筈ニ有之候條爲念申添候

昭和十二年一月三十一日印刷
昭和十二年二月一日發行

仙臺遞信局

非賣品

2030

仙臺市北目町八九

印刷所 佐々木印刷製本所

電話二六四四番

仙臺市北目町八九

印刷所 佐々木長五郎

終

